

## 住民監査請求に係る監査の結果について

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「監査請求書」という。）が提出された。

(1) 提出日 令和7年9月3日

(2) 住所及び氏名 淡路市 A

#### 2 請求の概要

監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）によれば、本件監査請求の要旨は次のとおりである。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

兵庫県議会議員 増山誠 氏（以下「増山氏」又は「増山議員」という。）の令和6年度7月分政務活動費において、合同会社X（以下「X社」という。）に対し、県政報告のチラシ印刷及びポスティング費用として66万円のうち64万2百円が公金充当された。

しかし、上記支出には下記のとおり不正の疑いがある。

(ア) 増山氏とX社の代表者は知人関係である。

(イ) X社の登記簿上の本業は印刷・ポスティング業ではなく、レストラン及び飲食業の経営である。

(ウ) 政務活動費の報告書類に添付されていたのはX社からの請求書及びそれに対応する支払記録（振込明細）のみであり、本当に印刷・ポスティング業務が行われていたのか疑わしい。

###### イ 求める措置の内容

増山氏には疑わしき支出の実態を明らかにし、不正な公金支出であるならば返納かつ県民への謝罪を求める。

県議会には詐欺及び虚偽公文書作成・同行使容疑での刑事告訴を求めたい。

##### (2) 事実証明書

本件監査請求の要旨に係る事実証明書として、別記1(1)から(7)までの文書が提出された。

### 3 監査執行上の辞退

議会選出の岡つよし監査委員と前田ともき監査委員から、本件措置請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件措置請求の監査の執行を辞退する旨の申出があり、両監査委員は、監査を執行していない。

## 4 監査請求形式要件の審査、請求の受理

提出のあった監査請求書について、令和7年9月8日及び9月30日に要件審査を実施した結果、所定の要件を具備していると認め、提出日をもって受理することとした。

## 第2 証拠の提出及び陳述

### 1 請求人の陳述の要旨

令和7年10月23日に、自治法第242条第7項に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からおおむね次のとおり陳述があり、同日までに別記1(8)から(16)までの書面の提出があった。

なお、請求人の陳述での主張は多岐にわたるが、その概要は次のとおりである。

- (1) X社代表のQ氏が立ち上げた「P」というWebサイトがあり、所在地はX社から増山氏への請求書に記載のものと同じである。サイトの立ち上げは2024年6月4日で増山氏への請求日（6月1日）の直後なので、実態を後付けで装うためのサイトではないかと疑っている。
- (2) X社のポスティング単価11円は、西宮市内の業者や専門業者の例が4円程度であること、同市内の小西議員の例が6円であることに比較して高額である。

印刷単価も、増山氏自身が依頼したプリントパックの単価より高額である。これらをX社からさらに外注していたら、差額がX社の利益となる。議員が知人に利益を落とす行為は、明らかにおかしいと思う。

また、印刷については、増山氏本人も同時期にプリントパックに1万枚発注しているが、一括して発注すれば割安になるはずなのに、なぜ分けたのか疑問である。

- (3) 請求書に不審な点が多い。「通常プラン」の具体的な説明がないこと、税込価格と税抜を明らかに間違っていること、公開資料では社印が黒塗りになっていること、担当者名や連絡先の記述がないことである。
- (4) 請求は作業終了後に行うのが通常であるところ増山氏の活動報告書では活動が6月とされていること、請求の日付（6月1日）はチラシのデザイン納入（5月15日）から2週間しかないこと、Q氏がレストランを営業しながらポスティングできるのか疑問であること、支払を7月にずらしていることといった不審な点があり、実態があるのかないのか不明である。
- (5) チラシのデザインは増山氏自身が発注した1万部のものと同じで、その現物と請求書・支払記録のみで政務活動費の処理が済まされていることに違和感しかない。小西議員の例のように領収書や契約書、いつどこに何部配布したかの実績を、増山氏は添付しておらず、業務の実態がなかったのではないかという疑いがある。  
今回の件を受け、実績資料を後付けで作るのではないかとも疑っている。
- (6) 政務活動費の手引には、議員の「自己責任の原則」「県民への説明責任」が書かれている。今回、増山氏が「適切に処理している」と発言しただけでは説明になつてない。監査の中で説明責任を求めてもらいたい。

## 2 執行機関の陳述の要旨

令和7年10月23日に、自治法第242条第8項に基づき、執行機関の陳述を実施したところ、兵庫県議会事務局からおおむね次のとおり陳述があり、同時に別記2の書面の提出があった。

### (1) 政務活動費制度の概要

#### ア 制度の趣旨

政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付することができるとされている。

また、その交付の対象、額及び交付の方法並びに充当できる経費の範囲については、地域の実情や各議会の状況に応じて各地方公共団体が決定できるよう、条例により定めることとされている。

#### イ 本県議会の政務活動費に係る条例等の定め

本県議会では自治法の規定に基づき、「兵庫県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、政務活動費の交付に関して必要な事項を定めており、条例第3条の規定に基づき、県は会派に対し政務活動費を交付している。そして、県議会では、政務活動費の請求、執行、収支報告書の提出等に係る一連の手続を具体的に進めるマニュアルとして、「政務活動費の手引（以下「手引」という。）」を定め、各会派及び議員に示している。

手引においては、政務活動費の交付に係る詳細な手続のほか、条例制定事項の詳細として、経費の計上に当たっての留意事項を定めるとともに、その運用指針を定めている。

#### ウ 県政報告紙等の印刷費や、ポスティングの委託費用に係る考え方

政務活動及び県政に関する政策などの広報広聴活動に要する経費については、「広報広聴費」として政務活動費の充当を認めている。

県政報告紙を発行するにあたっては、平成29年11月29日付議長通知「県政報告紙を発行する場合の留意事項」に基づき、各議員で①信頼できる業者の選定、②履行の確認、③証拠書類の保管などについて留意するよう周知している。また、政務活動費を充当する際には、議長に対し、①領収書、②活動報告書、③県政報告紙の現物を提出することとなっている。

### (2) 請求人からの請求内容に対する増山議員の意見

議会事務局が、請求人の主張に対する増山議員の意見を聴取した結果は次のとおりである。

なお、この過程で増山議員が議会事務局に提出した資料は別記2のとおりであり、執行機関陳述において監査委員に提出された。

請求人の主張に対する増山議員の意見

請求人の主張	増山議員の意見
(1) X社の業務実態、増山氏との関係について 増山氏が業務を依頼したX社は、レストラン・飲食業が本業であり、印刷・ポスティングを事業として行う会社ではない。業務実態があつたのかさえ疑わしい。 増山氏は西宮で「X <sub>1</sub> 店」を経営していた。現X社の登記上の所在地に「X <sub>2</sub> 店」があり、店構え・ロゴ・HPからは同じオーナーによるレストランとわかる。 増山氏とX社のQ氏は知人である。	X社の代表とは以前から知人関係にあり、令和2年に代表者個人名義でポスティングを依頼したことがある。 法令上、登記簿謄本にポスティング業務が記載して無いことでその業務を受託できないということはない。 また、これまでポスティング業務の多くは知人に依頼しており、同様の事例でこれまでポスティングを依頼している。
(2) 請求書の住所が代表社員Q氏の住所となっている点 請求書の住所に会社ではなく代表社員Q氏の個人宅がある。なぜ請求書の住所を代表個人宅にしたか疑惑である。	事業者は、業務を受託するにあたり、特段の理由なく代表社員の住所を記載したのではないか。
(3) 印刷・ポスティングの業務実態について チラシの存在はデザイン業務の実施証明にはなるが、印刷・ポスティングの業務実態があるとはいえない。作業の報告や検収実績を添付させ確認するべきである。	ポスティング実績を確認した資料(配布場所、配布期間、部数)を提出する。 【議員提出資料】 ・配布エリアと配布部数
(4) チラシの請求明細について 活動報告上は4万部のポスティングであるにもかかわらず、請求書では、印刷4万部、単独配布4万部、集合配布4万部となっている。また、ポスティングにかかった費用が集合住宅だけにもかかわらず(単価が)割高である。	委託した業務は、①印刷、②印刷した広報誌の二つ折り、③本広報紙単独での配布指定、④集合住宅等への配布である。 請求書の内訳については、 ①「ポスティング通常プラン」は、配布指定したエリアで、他のチラシと配布すること、 ②「単独配布(単配)」は、本件の広報紙のみ単独で配布することである。 今回のプランは、4万部のチラシを印刷、二つ折りして、主に集合住宅に対して、単独で配布するというものである。 ポスティング単価については、他社の単価例と比較しても過大ではない。 信頼のおける知人に依頼した方が質の担保(きちんと配布してくれる)が

	<p>保障されている分、結果的に費用対効果が高いと考えて依頼している。</p> <p><b>【議員提出資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単配と併配</li> <li>・無差別配布と割増料金の単価例</li> </ul>
(5)請求書の記載について 議員への請求書は「税抜価格 66 万円」とあるが、正しい税抜き価格は 60 万円であり、明らかに杜撰な請求書である。	請求書上の「税抜き」部分は事業者が、記載を誤ったと思われる。

### (3) 請求人からの請求内容に対する執行機関の意見

請求人は「本件では請求書と振込明細の添付だけで県は公金支出している。印刷・ポスティング作業の報告や検収実績を添付させ確認するべきである。」と主張しているが、議員から提出された月別支出報告書は、会派の代表者及び会計責任者が内容を確認した上で、議員に対して活動費を交付することとなっている。

増山議員が行った広報紙のポスティングについては、会派に対して、支出の証拠書類、活動報告書、成果物が提出され、会派の代表者が内容確認を行ったうえで、県に対して報告を受けたものである。当該支出は、手引きに則り、事務局として適正に手続き、処理したものである。

## 第3 監査の対象

### 1 監査の対象とした事項

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならないとされている（最高裁判所平成2年6月5日判決）。

本件においては、監査請求書・事実証明書のほか、請求人の陳述等を踏まえて、次の事項を対象とした。

なお、県議会に刑事告訴を求めるることは財務会計行為ではないので、対象としない。

#### 〔監査の対象〕

増山議員の政務活動費（令和6年度7月分において、チラシ印刷及びポスティング費用として充当された64万2百円）に係る不当利得に対し、議会事務局長が返還請求権の行使を怠る事実

## 第4 監査の結果

### 1 結論

本件監査請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

#### 〔監査結果〕

本件監査請求には理由がないものと判断する。

以下、監査請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

## 2 認定した事実

### (1) 政務活動費に係る制度

#### ア 法律及び条例の定め

(イ) 自治法第100条第14項は、政務活動費を「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の一部として交付することができることを規定し、交付の要件としては「議員の調査研究その他の活動に資する」ための必要性を挙げるにとどめ、その交付の対象、額及び交付の方法並びに充てることができる経費の範囲は条例で定めることとし、具体的な運用については各地方公共団体の実情に応じた判断に委ねている。

(ロ) 条例は、次のa～cのとおり規定している。

a 政務活動費を会派に対し交付すること（第3条）。

b 交付の対象は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であること（第2条第1項）。

c 充てることができる経費及び内容は、条例別表に定めがあり、本件措置請求の対象である印刷・ポスティング費用は、広報広聴費に該当する。

#### イ 政務活動費の手引の定め

県議会では、政務活動費の請求、執行、収支報告書の提出等の手続を行う際のマニュアルとして、また、政務活動費の使途基準として、政務活動費の手引を定めて、会派及び議員に示している。同手引においては、政務活動費の内容趣旨、具体的な経費及び支出に適しない経費の例示並びに解説を記載し、交付に係る詳細な手続と、経費の計上に当たっての留意事項を定めている。

(ア) 充當の基本原則（政務活動費の手引Ⅱ 2(1)）

会派及び議員は専ら政務活動費に係る所要額のみを計上（それ以外の活動に要した経費は除外）しなければならないが、会派や議員の活動は多面的であり、政務活動とそれ以外の活動（議会公務・政党・選挙・後援会・私事）とが混在しているケースがほとんどである。

このため、全体の額を案分して政務活動費の額を算出せざるを得ないことから、原則として、全ての政務活動費に共通案分率を適用する。

共通案分率は、政務活動及びそれ以外の議員活動（政党活動、後援会活動及び選挙活動をいう。）が混在する場合は2分の1、政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合は4分の1である。

(イ) (ア)の例外（政務活動費の手引Ⅱ 2(2)）

共通案分率ではなく、個別の案分率を採用する場合には、会派又は議員の責任において、個別の案分率の正当性を客観的に説明できるようにしなければならず、具体的には、明確な根拠を文書で示す場合のみ、共通案分率を超える充当を可とする旨定めている。

(2) 増山議員の政務活動費充当状況及び県の支出

ア 増山議員の充当状況

(ア) 本件請求の対象である広報広聴費の活動報告書の記述は次のとおりである。

- a. 日にち 令和6年6月
- b. 印刷枚数 40,000部
- c. 配布地域 西宮市内
- d. 配布方法 ポスティング

e. 内容 横断歩道等安全対策プロジェクト（予算8億円）を決定等

(イ) (ア)の活動報告のうち、本件措置請求に係る充当状況は、次のとおりである。

県政報告紙ポスティング・印刷代として660,000円を支出し、案分率97%を適用し、政務活動費（広報広聴費）を640,200円充当した。

イ 県の支出等

(ア) 県は、各会派に政務活動費を支出し、議員には会派から精算払で交付される。

(イ) 増山議員の充当額（ア(イ)）は兵庫県議会維新の会議員団に対し県が支出したもの一部である。

(3) 増山議員の説明及び資料の提出

本件請求に係る執行機関への調査において、増山議員から県議会事務局に対して本件請求に係る政務活動費の充当について回答及び資料提出があったことが明らかとなった。その内容は第2「2 執行機関の陳述の要旨」に記載のとおりである。

### 3 判断

(1) 政務活動費を充当することの妥当性に係る通常の判断枠組は次のとおりである。

ア 議会の役割は、条例の制定、執行機関の監視等多岐にわたるものであり、そのための政務活動も必然的に広範な事項にわたる。その役割を果たすには、会派又は議員の自主性、自立性が尊重されなければならないものである。このため、いかなる手段方法によりいかなる政務活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられている（平成25年11月18日福岡地方裁判所判決参照、平成20年9月25日神戸地方裁判所判決参照）。

イ ただし、個々の議員が政務活動として行った行為の経費が政務活動費として認められるには、当該行為の客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる政務活動との間に合理的な関連性が認められる行為に関する経費でなければならず、これが認められない経費の支出については、裁量を逸脱又は濫用したものとして、違法となる（平成25年1月25日最高裁判所判決参照）。

ウ この合理的関連性を有するかどうかの判断基準としては、県議会において政務活動費に充てることができる経費の例示、支出方法等に係る指針として手引が作

成されており、手引の記載事項に照らし合わせて、合致するものであれば、条例で定められた「政務活動費を充てることができる経費」に該当する。

エ したがって、政務活動費に係る監査にあっては、関係者からの説明や提示された書類等を手引の記載事項と照らし合わせた結果、①「当該支出の事実が認められるかどうか」、②「手引に示された経費に合致するものと認められるか」そして、③「それらのことが、手引が求める支出証拠書類等により明らかにされているか」、に着眼した上で、「政務活動費を充てることができる経費」に該当するかどうかを判断することとしている。

(2) また、本件請求の争点は、「執行機関（議会事務局長）が、議員による不当利得に対して返還請求（不当利得返還請求）をしないこと」の違法・不当性であるが、不当利得の返還請求権を行使するためには、請求する債権者の側においてその請求額を立証する必要がある。

(3) 本件においては、チラシの内容やポスティングが政務に関わるものである事実、議員がX社に対して印刷及びポスティング代を支出した事実、政務活動費の充当率をチラシの面積案分をもとに 97%とした事実と妥当性については、書類上明らかであり、請求人も争っていない。

したがって本件における争点は、X社による印刷・ポスティング実施という事実の有無を証拠書類等から確認できるかどうかであるが、請求人はこれに加えて増山議員からX社に支払われた金額の妥当性、手引が求める証拠書類の充実についても指摘している。

(4) まず、X社によるポスティング実施について、上記「2 認定した事実」とおり議員から提出のあった資料は、配布枚数の一致、配布地域の具体性など、内容の真実性がひとつおり認められる。したがって、X社により印刷及びポスティングが行われていたことについては、一応事実として推認できる。

(5) 次に、本件に係る印刷費の妥当性については、請求人が指摘する他事業者による印刷費や、議員自身による発注の場合と比較しても、不当に高額とまでは言えない。

ポスティング費用の妥当性については、ポスティング業務の内容・手法が様々であり、経費を一律に比較できるものではないこと、請求人が指摘する他事業者等によるポスティング費用も、本件と同一の配布条件で積算されたとは認められないことから、これらとの比較をもって本件の単価設定が社会的に著しく高いとまでは言えない。

(6) 最後に、手引が求める支出証拠書類等の提出について、請求人は「印刷・ポスティング作業の報告や検収実績を添付させ確認するべきであるが、本件では請求書と振込明細の添付だけで県は公金支出している。」と主張している。しかしながら、報告書等の書類は議員から会派へ提出することとされている。そして、会派の代表者及び会計責任者がその内容を確認し、会派から議員に対して政務活動費が交付されることとなる。本件においても同様に処理されたものである。

また、本件において増山議員の提出書類の中にX社との契約書は含まれていない

が、そのことにより、議員の説明責任が問われることはあっても、前述の印刷及びポスティングが行われていたことの推認が覆されるものではない。

- (7) 以上のことから、X社が印刷及びポスティングを行っていないこと、金額が不当に高額であることのいずれも、これを証することはできず、議員による政務活動費の充当が不当利得であるとはいえない。

したがって、執行機関が不当利得返還請求を違法又は不当に怠っているとは認められないので、請求人の請求には理由がないものと判断する。

## 第5 執行機関に対する要望

今回の監査請求の原因は、議員が自らの知人が代表社員を務める法人に印刷・ポスティング業務を依頼したが、当該法人の事業がレストラン・飲食店の経営及びそれに附帯又は関連するものであり、また、その依頼に関する契約書や履行実績を示す書類等が示されていなかったことから、適正な業務の履行についての疑念を生じせしめたことであると思われる。

本件を契機として、特に、契約内容たる業務を業又は目的としていないことが明らかな者との契約に関しては、疑念を抱かれず議員の説明責任が果たせるよう、その者と契約することの正当性及び契約の履行状況を明確にする手法を検討されたい。

### 別記1 請求人から提出のあった書面

- (1) 証1 令和6年度7月会計帳簿
- (2) 証2 令和6年度7月領収書等添付様式（X社支出分）
- (3) 証3 X社履歴事項全部証明書（写し）
- (4) 証4 X<sub>2</sub>店Facebookハードコピー
- (5) 証5 増山氏の略歴がわかるチラシの写し
- (6) 証6 X<sub>2</sub>店の店舗写真及びホームページ構成
- (7) 証7 X<sub>1</sub>店（西宮市）の店舗写真及びホームページ構成
- (8) 証8 令和6年度6月領収書等添付様式（県政報告紙デザイン代に係るもの）
- (9) 証9 請求書上の住所に所在する建物写真
- (10) 証10 伊藤議員のポスティングに係る添付書類
- (11) 証10 「P」のWebサイト
- (12) 証11 「P」のWebサイトのドメイン名登録情報の検索結果
- (13) 証12 西宮市におけるポスティング料金の例
- (14) 証13 プリントパックの印刷料金の例
- (15) 証14 令和6年度6月領収書等添付様式（県政報告紙デザイン代及び議員自身の印刷発注に係るもの）
- (16) 証15 小西議員（西宮市選出）の政務活動費報告書

### 別記2 執行機関から提出のあった書面・資料

- (1) 増山議員からの提出資料（ポスティング配布エリアと配布部数）
- (2) 増山議員からの提出資料（単配と併配の説明資料）
- (3) 増山議員からの提出資料（無差別配布と割増料金の単価例）